

法令，行動憲章等に現れた 日本企業の倫理思想の研究

——法令，社会規範遵守の視点から——

福 留 民 夫

はじめに—本稿の目的—

企業活動は，法と道徳，法令遵守（コンプライアンス）と企業倫理（ビジネス・エシックス）の遵守の軌道の上で行われることが要請される。倫理思想や倫理規範は，憲法をはじめ，刑法などの公法や，民法や商法などの私法，経済法や業法などのいろいろな法令等の中に織り込まれて規定されている。また，社会規範は，財界や業界団体等の行動憲章，個別企業の社是・社訓，企業理念や企業行動規範，方針や目標，憲章やガイドライン，就業規則，規程や業務マニュアルなどに示されている。そこで，本稿では，わが国では，法令や社会規範の中にどのような倫理思想，倫理規範が盛られているかについて振り返ってみたい。その中から，わが国の伝統的な「法と道徳の思想」，「倫理的および法的課題事項」の一端を読みとることができる。

I 法令等に現れた倫理思想

——法令遵守の視点から——

まず，法令等に示された倫理基準の中で，基本原則として，あるいは法的，倫理的課題事項として大切と思われるもの，今日問題にされることが多いものをピックアップして，若干列記しておきたい。法令等に現れた倫理思想を読みとることができるであろう。

1. 一般法令等に現れた法的課題事項，倫理基準

まず，憲法，民法，商法，証取法，独占禁止法などの一般法令に規定されている法的課題事項や倫理基準について，列記する。

1) 憲 法

憲法第12条では，「自由・権利の保持」と，「権利の濫用の禁止」と「公共の福祉のため利用する責任」という倫理基準が示されている。公共の福祉のために自由と権利を利用する責任を忘れ，私益のためにのみ権利を主張することは，自由と権利の擁護の精神に反するといわなければならない。

●憲法12条（自由・権利の保持の責任と、その濫用の禁止） この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に、公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

2) 慣習法

法例第2条では、法と道德との関係が示されている。元来、慣習に宿る倫理道德があり、裁判規範としての法令に規定された倫理基準はその一部である。裁判規範としては、法令が優先するが、法令で認めたものや、法令に規定がない事項については、公序良俗に反しない慣習に宿る倫理道德が法律と同様に裁判規範になることが示されている。

●法例第2条（慣習法） 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認メタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ関スルモノニ限り法律ト同一ノ効力ヲ有ス

3) 民法

〈公序良俗の原則と信義誠実の原則〉

まず、民法第1条では、私権は公共の福祉に違わなければならないこと、権利の行使や義務の履行は、信義誠実になされなければならないこと、権利の濫用は許されないことを明示している。

そして、さらに、民法第90条では、「公序良俗」と「信義誠実」の倫理基準が示されている。「公序良俗の原則」と「信義誠実の原則」の両原則は、法と道德の調和を図るための重要な観念である。公序良俗の原則は、秩序と道德という客観的・社会一般的立場を主とする。信義誠実の原則は、当事者の権利の行使・義務の履行という主観的・個別的立場を主とする。ところで、信義誠実の原則に則った信頼関係の重視、信頼取引は、日本企業の取引関係の基本とされているものである。信頼関係を基盤として継続取引が行われてきている。

●民法1条（基本原則）

(1) 私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ

(2) 権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス

(3) 権利ノ濫用ハ之ヲ許サス

●民法90条（公序良俗） 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

●民法709条（不法行為責任） 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

なお、不法行為に対する損害賠償責任は、倫理思想が発展し、“製品安全”については、製造物責任（PL）が特別法で規定されるに至ったことは周知の如くである。

製造物責任法（PL法）（1994公布、1996.7.1施行） 製造物責任法は、民法709条の特例法である。

つまり、製品が原因で事故が起こった場合、その原因が製造業者の過失にあることを特定して賠償請求をすれば、従来の民法などの法律でも損害の回復ができるはずだが、素人がその原因が製造業者等の過失にあることを特定することは現実には不可能な場合が多いので、「製品の欠陥と事故の関連」さえ証明すれば、製造業者等に賠償してもらえる制度がPL法の考え方であり原点である。PL法は、民法の一般原則である「過失に基づく損害賠償責任」を「欠陥に基づく損害賠償責任」に置き換えたものである。

なお、PL法が適用される条件は、(1)欠陥が損害の原因であり、(2)責任がその製品の製造、加工、輸入、及びそれらの表示という行為に基づくものであり、(3)製品が動産で、(4)有形物で、(5)製品そのものの以外に損害が及んだこと（製品のみが壊れたような製品自体のみの損害は賠償の対象にならない）、(6)平成7年7月1日以降出荷した製品に関する事故であり、(7)出荷後10年以内の事故であること、の全てに該当する必要がある。

なお、日本のPL法では、製造業者等が希望に沿って、「その製品を出荷した当時の最高の科学・技術の知識では発見できなかった欠陥については、損害賠償責任がない」とされるいわゆる“開発危険抗弁権”が規定されている（島村昌孝「PL法と新製品開発」参照）。

4) 商 法

まず、取締役は、株主の選任と委任に従い、株主総会の決議を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務があることや、わが国の商法の建前とする企業統治（コーポレート・ガバナンス）の思想と仕組みが規定されている。

●商法第1条（商事適用法規） 商事ニ関シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ商慣習ナキトキハ民法ヲ適用ス

●商法254条ノ3（取締役の忠実義務） 取締役ハ法令及定款並ニ総会ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為ニ忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ

●商法260条（取締役会の権限） 取締役会ハ会社ノ業務執行ヲ決シ取締役ノ執行ヲ監督ス

●商法261条（代表取締役） 会社ハ取締役会ノ決議ヲ以テ会社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ要ス

●商法267条（株主の代表訴訟） 6カ月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追求スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

(2) 会社ガ前項ノ請求アリタル日ヨリ30日以内ニ訴ヲ提起セザルトキハ前項ノ株主ハ会社ノ為訴ヲ提起スルコトヲ得

なお、以下の規定では、取締役等が、遵守すべき、違反してはならない倫理思想と倫理基準が示されている。競業避止義務、利益相反取引、特別背任、違法配当や営業の範囲外の投機取引、贈収賄、利益供与など、問題になることが多い倫理的課題事項と倫理思想が示されている。

●商法264条（競業避止義務） 取締役ガ自己又ハ第三者ノ為ニ会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引

ヲ為スニハ取締役会ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ開示シ其ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
(以下省略)

*なお、大会社の監査報告書に関する規則第7条（競業取引等についての監査に関する記載）

●商法265条（取締役会社間の取引・利益相反取引） 取締役が会社ノ製品其ノ他ノ財産ヲ譲受
ケ会社ニ対シ自己ノ製品其ノ他ノ財産ヲ譲渡シ会社ヨリ金銭ノ貸付ヲ受ケ其ノ他自己又ハ第三
者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スニハ取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス会社が取締役ノ債務ヲ保証
シ其ノ他取締役以外ノ者トノ間ニ於テ会社ト取締役トノ利益相反スル取引ヲ為ストキ亦同ジ
(以下省略)

●商法486条（発起人・取締役等の特別背任罪） 発起人、取締役、監査役又ハ——自己若ハ第
三者ヲ利シ又ハ会社ヲ害センコトヲ図リテ其ノ任務ニ背キ会社ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタルトキ
ハ十年以下ノ懲役又ハ千万円以下ノ罰金ニ処ス（以下省略）

●商法489条（会社財産を危うくする罪）

三．法令又ハ定款ニ違反シテ利益若ハ利息ノ配当又ハ——ヲ為シタルトキ（違法配当）

四．会社ノ営業ノ範囲外ニ於テ投機取引ノ為ニ会社財産ヲ処分シタルトキ（営業の範囲外の
投機取引）

（其の他省略）

＜贈収賄＞

●商法493条（発起人・取締役等の汚職の罪）（贈収賄罪）

——其ノ職務ニ関シ不正ノ請託ヲ受ケ財産上ノ利益ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ
五年以下ノ懲役又ハ五百万以下ノ罰金ニ処ス

●商法494条（会社荒らし等に関する贈収賄罪）

左ニ掲グル事項ニ関シ不正ノ請託ヲ受ケ財産上ノ利益ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキ
ハ五年以下ノ懲役又ハ五百万以下ノ罰金ニ処ス

一．創立総会、株主総会、社債権者集会又ハ債権者集会ニ於ケル発言又ハ議決権ノ行使

（以下省略）

＜利益供与＞

●商法294条の2（株主の権利の行使に関する利益供与）（1）会社ハ何人ニ対シテモ株主ノ
権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ

（2）会社が特定ノ株主ニ対シテ無償ニテ財産上ノ利益ヲ供与シタルトキハ株主ノ権利ノ行使
ニ関シテ之ヲ行使シタルモノト推定ス会社が特定ノ株主ニ対シ有償ニテ財産上ノ利益ヲ供与シ
タル場合ニ於テ会社ノ受ケタル利益が供与シタル利益ニ比シ著シク少ナキトキ亦同ジ

*総会屋への利益供与の禁止

（3）会社が第一項ノ規定ニ違反シテ財産上ノ利益ヲ供与シタルトキハ其ノ利益ノ供与ヲ受ケ
タル者ハ之ヲ会社ニ返還スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ会社ニ対シテ給付シタルモノアルトキ
ハ其ノ返還ヲ受ケルコトヲ得

(4) 第267条乃至268条ノ3（代表訴訟）ノ規定ハ前項ノ利益ノ返還ヲ求ムル訴ニ之ヲ準用ス（昭和56法74本条追加）

●商法497条（株主の権利の行使に関する利益供与の罪）（1）取締役、監査役又ハ株式会社ノ第188条第3項、第258条第2項若ハ280条第1項ノ職務代行者若ハ支配人其ノ他ノ使用人株主ノ権利ノ行使ニ関シ会社ノ計算ニ於テ財産上ノ利益ヲ人ニ供与シタルトキハ6月以下ノ懲役又ハ30万円以下ノ罰金ニ処ス（平成2年法64本項改正）

5）独占禁止法

独占禁止法や下請法などは、自由（自由市場経済）と公正（公正取引）の確保の倫理思想が示されている。

＜公正な取引の原則＞

●**独占禁止法**第1条（目的） この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

●**下請代金支払遅延等防止法**第1条（目的） この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の発達に寄与することを目的とする。

6）証券取引法

証券取引法には、証券会社や役員や社員の「誠実公正」の職業倫理や情報開示、一任勘定取引や損失補填の禁止、相場操縦の禁止、インサイダー取引の禁止など「自由、公正、透明」の倫理思想が示されている。

●**証券取引法**49条の2（誠実公正義務） 証券会社並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

＜情報開示＞

証券取引法第2章

●証券取引法第197条（有価証券報告書の虚偽記載等の罪）

＜一任勘定取引の禁止＞

●証券取引法第50条（証券会社とその役職員の不公正取引・一任勘定取引の禁止）

＜損失補填等の禁止＞

●証券取引法第50条の3（損失補填等の禁止）

＜相場操縦の禁止＞

●証券取引法第159条（相場操縦の禁止）

＜内部者取引（インサイダー取引）の禁止＞

●証券取引法第166条（会社関係者等による内部者取引の禁止）

●証券取引法第167条（公開買付者等関係者による内部者取引の禁止）

なお、刑法その他の法令には、倫理思想、倫理基準についての規定が数多いが、本稿では、以上列記するにとどめる。詳細は、法令の専門書を参照されたい。

2. 業法等に現れたビジネス倫理

次に、業法等に現れたビジネス倫理思想をみてみたい。

1) 銀行倫理

金融サービスでは、銀行の「公共性」の思想、「公益性」、「預金者保護」のほか、「信用の維持」や「金融の円滑化」などのいわゆる金融システムの維持に関係する思想がとくに強調されている。なお、とくに農業協同組合、農林中央金庫、中小企業等協同組合、労働金庫などでは、事業の範囲外の貸付や手形の割引、投機など、員外貸付の禁止規定が設けられている。

●銀行法第1条（目的） この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

●銀行法第27条 大蔵大臣は、銀行が法令、定款若しくは法令に基づく大蔵大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役若しくは監査役の解任を命じ、又は第4条第1項の免許（営業免許）を取り消すことができる。

＜員外貸付の禁止＞

●農業協同組合法99条1項（役員の権限踰越の罰則）（1）組合の役員がいかなる名義をもってするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は、投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

*農林中央金庫法34条1項、中小企業等協同組合法112条1項、労働金庫法99条1項などにも類似規定がある。

2) 情報倫理

情報化社会となり、マスコミの影響が増大した今日、情報倫理の遵守がますます重要になっている。信書の秘密の遵守やプライバシーの保護、公共の福祉への適合、公安と善良な風俗を害しないこと、事実をまげないこと、真実と自律の保証、不偏不党、政治的公平、表現の自由

などの倫理思想が示されている。

●**郵便法第9条（秘密の確保）** 郵政省の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

（2）郵便の業務に従事する者は、在職中に知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

●**放送法第1条（目的）** この法律は、左に掲げる原則にしたがって、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一．放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二．放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 三．放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条（放送番組編集の自由） 放送番組は、法律の定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第3条の二（国内放送の放送番組の編集等） 放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一．公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二．政治的に公平であること。
- 三．報道は事実をまげないですること。
- 四．意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

●**通信傍受法** 平成12年8月15日から通信傍受法が施行された。組織的殺人、国境を越えて広がる薬物汚染、銃器密売、集団密航（人の密輸）といった組織犯罪に対応するには、通信傍受といった技術革新に見合った捜査方法が必要になったという社会的背景がある。だが通信傍受は国民のプライバシーの領域に捜査機関が踏み込む側面を持っているのでその運用に当たっては、慎重な上にも慎重であることが求められている。

電腦犯罪に対処する国際的動向について 国際的な麻薬取引や資金洗浄（マネーロンダリング）、ハッカー行為などに代表される電腦犯罪（サイバーテロ）、つまり、インターネットを悪用した犯罪の急増に対応するため、英国と米国では、電子メール傍受の法制化に乗り出している。英国では捜査当局による電子メールの傍受を認める法案が成立し平成12年10月に施行される。米国ではすでに、電話回線を対象に電子メールの傍受捜査を認めているが、これをネット接続の手段として急速に普及しているケーブルテレビ（CATV）回線にも拡張、捜査当局の電子メール傍受の権限を拡大する法案の提出の動きがある。

エシュロンについて ここで、注意を喚起しておきたいのは、最近、TVや新聞に取り上げられるようになったエシュロンの存在についてである。エシュロン（echelon）は、軍隊、艦

船、航空機などの梯形編成を意味する英単語であるが、米国の国家安全保障局（NASA）が中心に運用する地球規模の一大通信傍受システムの名としても知られる。エシュロンは、米国を中心に英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの傍受機関で組織、地上基地、船舶、衛星を結び地球規模のネットワークを形成する。一般の電話、携帯電話、eメールを常時傍受し、キーワードを使って抽出し解析している。傍受できる量は毎時十億件を超えるとの指摘もある。欧州議会やフランスなどは、商談や交渉などにおける産業スパイ活動への関与への疑いを問題にしている。しかし、そのフランス自身も独自の傍受網を展開し、「フレンシュロン」とのあだ名を持っている。通信傍受は、本来、安全保障や犯罪捜査・防止などを理由にしているが、インターネット傍受装置の開発が各国で進み、これが産業スパイや国家間の謀略などに悪用されているという冷厳な現実が存在するとなると、これは、最近日本国内で論議されているような「通信傍受とプライバシー侵害の危惧の回避」といった国内次元の取り組みではとても対応できない。「IT時代にふさわしい法整備」など国際的な取り組みが必要になってきている（テレビ朝日「エシュロンという怪物世界中の通信を盗聴・その実体」、平成12年7月30日。日本経済新聞「通信傍受への懸念広がる」、平成12年8月7日参照）。

3) 環境倫理

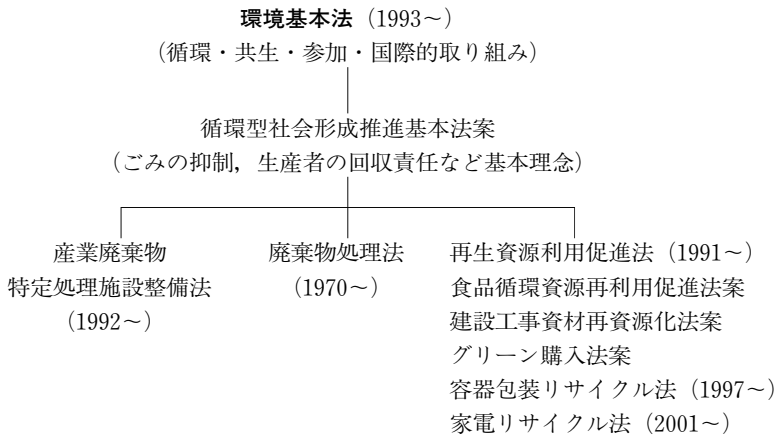
環境の保全の全般についての基本法として、平成5年（1993）「環境基本法」が制定され、環境の保全について基本理念を定め、国、地方自治体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。基本理念としては、「環境の恵沢の享受と継承等」（第三条）、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」（第四条）、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」（第五条）の三つの理念を掲げている。環境基本法の基本理念を実現する施策に関係する付属及び関係法令には、従来から、個別法令として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法、自然環境保全法等、数多くの法律や、これに関係する政令が制定されてきた。

ところで、さらに、政府は2000年度を「循環型社会元年」と位置づけ、製品などを循環的に使用し、天然資源の消費を少なくし、環境への負荷が少ない循環型社会を規定する「循環型社会形成推進基本法」の制定が進められている。そして、関係省庁も、循環型社会に向けた個別の関係法案の制定を推進している。

循環型社会の基本理念は、生産、流通、消費、廃棄を一連の循環の流れの中で位置づけてトータルにマネジメントし、まず、リデュース（廃棄物発生抑制：省資源、長寿命化、修理）、次に、リユース（再利用：部品の再利用）、リサイクル（再循環：再生資源、熱利用）という優先順位で3Rを促進し、最終処分量を極力減らすことである。

循環型社会の法体系は、3Rに関係する個々の法律を束ねる「循環型社会形成推進基本法」と、個別の関連法案の体系である（図表1参照）。

図表 1 廃棄物・リサイクル関連法の体系



(出所) 『Keidanren』, 2000年4月号, 22頁。日本経済新聞4月15日号を参照して作成

3. 法令等に現れた職業倫理

職業に従事するものとして、職業倫理は基本的な精神的土台である。そこで、次に、職業倫理の規定に視点を置いて概観してみたい。

1) 取締役の職業倫理

商法第254条の3では、取締役は、法令遵守や、会社の憲法ともいえるべき定款を遵守、株主総会の決議を遵守し、株主の委任に応える行動をすることが要請されている。また、「忠実」という職業倫理基準が示されている。忠実義務に違反した背任などの行為があってはならない。

●商法254条の3（取締役の忠実義務） 取締役ハ法令及定款並ニ総会ノ決議ヲ遵守シ会社ノ為忠実ニ其ノ職務ヲ遂行スル義務ヲ負フ

2) 証券会社、役員、使用人の職業倫理

証券取引法49条の2では、「誠実かつ公正」という職業倫理基準が示されている。証券会社やその役員や社員は、顧客に対して、誠実公正に業務を遂行しなければならない。

●証券取引法49条の2（誠実公正義務） 証券会社並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

3) 公務員の職業倫理

国家公務員法第96条では、「国民全体への奉仕（サービス）」と「公共の利益」のためにという職業倫理基準が明示されている。「公共財」を供給する公務員は、省益や、特定の会社や個人の私事や私益のために行動することは許されない。官職の信用を失墜し、官職全体の不名誉になるような行為をしてはならない。綱紀粛正が求められている。汚職や収賄などはあっては

ならない。確固たる人生観や職業観や高い倫理観を堅持し、服務規律に従い、全力で公務に専念し国民の信頼に応えなければならない。

聖徳太子の十七条の憲法に示された「人には各任あり、^{つかさど}掌ること、宜しく濫れざるべし」「^{ぐんけいひやくりよう}群郷百寮、^{まい}早く朝り、^{おそ}晏く退れよ」（もろもろの官吏は、朝は早く出勤し、夕は遅く退出せよ）など数々の箇条や、二本松城（現在の福島県二本松市にある）の「戒石銘」に示めされていた「爾俸爾禄 民膏民脂 下民易虐 上天難欺」（^{なんじ}爾の俸、^{ほう}爾の禄は、^{なんじ}民の膏、^{ろう}民の脂なり。^か下民は虐げ^{しいた}易^{やす}きも、^{じょうてん}上天は欺^{あざむ}き難^{かた}し）（お前達の俸給は、民の汗と脂の結晶である。民を虐げたりすれば必ずや天罰を受けるであろう）など古来からの倫理精神が想起される（「聖徳太子の十七条の憲法」、人事院「公務員倫理読本」など参照）。

●**国家公務員法第96条（サービスの根本基準）** すべての職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

●**国家公務員倫理法と国家公務員倫理規程**

なお、近年公務員の不祥事が続き、行政の円滑な運営のためには、公務員が高い倫理観と使命感を保持し職務を遂行することにより、国民の信頼を確保することが不可欠であるという認識に立って、平成11年「国家公務員倫理法」が制定公布され、人事院に「国家公務員倫理審査会」（委員は閣議を経て任命し、内閣総理大臣に対して責任を負う）が設置された。そして、その法律の第5条に基づき、政令として「国家公務員倫理規程」が作成され、「国家公務員倫理審査会」の意見を聴取の上、内閣で決定され、平成12年4月1日から施行された。

国家公務員倫理規程第1条では、国家公務員倫理法第3条（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）を受けて、公務員の「倫理行動規準」として、「職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚すること」、「常に公私の別を明らかにすること」、「権限の行使に当たって贈与等を受けること等の国民の疑惑や不審を招くような行為をしてはならないこと」、「職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指して、全力を挙げて取り組むこと」、「勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動すること」という五原則を明示している。

そして、第3条では、禁止される行為として、利害関係者から、贈与、供応接待、金銭の貸付、無償での不動産の貸付、無償でのサービス等の提供を受けること、未公開株式を譲り受けること、一緒に旅行やゴルフ・遊技、会食をしてはならないことなどを定めている。このほか、5条、6条では、飲食物の料金などをその場に居合わせない者につけ回しをしてはならないこと、講演等・出版物への寄稿等に関する規制なども設けている。

4）**弁護士の職業倫理**

弁護士法第1条では、弁護士の職業倫理として、「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」、「誠実」などの職業倫理基準が示されている。弁護士が弁護を引き受けた加害者・被告人の弁

護に努力することは当然としても、被害者の人権の擁護への配慮に欠けたり、社会正義の実現に反する弁護に傾斜することは、倫理基準に反するものといわざるを得ないであろう。

●**弁護士法第1条（弁護士の使命）**（1）弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

（2）弁護士は、前項の使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

●**第2条（弁護士の職責の根本基準）** 弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。

●**弁護士法第四章（弁護士の権利及び義務）**

第二二条（会則を守る義務）、第二三条（秘密保持の権利及び義務）

●**弁護士法第八章（懲戒）**

5）公認会計士の職業倫理

「会計処理は、人間が判断する会計行為である」から、虚偽や不正の会計処理が行われる場合があり得る。公認会計士は、監査又は証明をする場合に、この点に十分留意して、その社会的使命を遂行する職業的責任と道徳的勇気が必要である。

●**公認会計士法第二条（公認会計士の業務）** 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする（以下省略）。

●**公認会計士法第四章（公認会計士及び会計士補の義務）**

第二五条（利害関係がある場合の公認会計士業務の禁止）、第二六条（信用失墜行為の禁止）、第二七条（秘密を守る義務）等。

●**公認会計士法第五章（公認会計士及び会計士補の責任）**

第三〇条（虚偽又は不当の証明についての懲戒）

●**公認会計士倫理規則** 日本公認会計士協会は、会員の行動の規律を制するため、昭和41年に紀律規則を制定し、その後数度にわたる改正を加え、平成8年から平成11年現在の紀律規則の内容になっていたが、諸情勢の変化に鑑み、現在の「紀律規則」を踏まえ、かつ、国際会計士連盟の考え方も取り入れて、新たに、「倫理規則」を制定することになり、平成11年3月に公開草案が公表された。なお、今までの紀律規則が倫理規則と改名されているが、紀律と倫理については、紀律とは、一つのルール、倫理とは、善悪の基準、マナーとの考えと説明されている（座談会 倫理規則公開草案をめぐって、JICPA ジャーナル No. 528）。

その倫理規則（案）に定められた、職業倫理に関連するものを抜粋すると、次のような内容が盛られている（詳細は省略）。

○倫理規則の主旨及び精神

まず、各種の利害関係人は、職業専門家として公認会計士に対して、次のような行動基準を求めているとしている。

1. 公認会計士が業務を遂行するに当たって、高度な諸規準を遵守していること。

2. 公認会計士は、自己の業務の社会的責任を認識し、その負託に応えるために、自らの業務上の行為を律する厳格な職業倫理に則って行動していること。

つまり、公認会計士の業務の「社会的責任」を認識し、厳格な「職業倫理」（つまり、職業専門家としての倫理）に則って行動すべきことを述べ、行動規準を制定する主旨及び精神としているのである。

○総則第4条（七つの基本原則）では、監査及び会計の職業専門家としての「社会的使命」や、「公益性」という職業の特質を認識して、業務を遂行するに際して、「誠実性」、「公正性」、「専門的能力」、「技術的規準」、「正当な注意」、「守秘義務」、「職業専門家としての行動」、という七つの基本原則を遵守しなければならない、としている。

とくに、誠実性については、「会員は、その業務を遂行するに際して、誠意を持って正直に行動しなければならない。」と定め、「誠実性は、単に正直であるということだけではなく、職業専門家として公認会計士に要求される誠意ある行動と意見の表明に際して正直であることをも含んでいる。」と注解している。これは、第3章の「監査業務を行う会員に対する倫理規則」の第15条（精神的独立性の保持）や、第16条（監査意見に関する規律）に定められた内容に関連して重要な定めである。

○第3章の「監査業務を行う会員に対する倫理規則」

第15条（独立性） 会員は、監査業務を受託又は実施するに際しては、依頼人又は委嘱者との関係において、精神的独立性の保持に留意し、法令及び倫理規則に規定する身分的・経済的利害関係を有してはならず、また、独立の立場に疑いをもたれるような関係や外観を呈してはならない。

第16条（監査意見に関する規律） 会員は、財務書類に対する監査業務を行うに際して、次の行為を行ってはならない。

- 一. 重要な監査手続きが省略されているにもかかわらず、実施した旨を述べること。
- 二. 監査範囲に重要な制限又は、省略があるにもかかわらず、監査意見を表明するに際し、その旨を報告しないこと。
- 三. 故意に、虚偽、錯誤又は、脱漏のある財務書類等を虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして監査意見を表明すること。
- 四. 監査報告を行うための十分な証拠が入手し得なかったにもかかわらず、監査意見を表明すること。

6) 税理士の職業倫理

税理士は、「節税」ということと「脱税」ということの区別を厳格に認識し、自覚して、公正、適正な税務処理をする必要がある。

●**税理士法第一条（税理士の使命）** 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な

立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

●税理士法第四章（税理士の権利及び義務）

第三六条（脱税相談等の禁止）、第三七条（信用失墜行為の禁止）、第三八条（秘密を守る義務）、第三九条（会則を守る義務）等。

●税理士法第五章（税理士の責任）

第四五条（脱税相談等をした場合の懲戒）

7) 医師等の職業倫理

医師その他の医療担当者は、「患者の生命と尊厳^{いのち}を預かっている」という責任感を以て、治療に当たらなくてはならない。また、患者に対して、「適切な説明を行い、患者の理解を得る」ように努める必要がある。

●医療法第一条の二（医療の理念、医療提供施設） ①医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

②省略

●第一条の四（医師等の責務） ①医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

②医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るように努めなければならない。

③以下省略

II 財界や業界団体等の行動憲章等に現れた倫理思想

——社会規範遵守の視点から——

社会規範は、財界や業界団体等の行動憲章に示されている。次に、財界、業界団体等の行動憲章等に現れた倫理思想を例示してみたい。

まず、最近浮上した行動憲章からみてみよう。

1. 経団連「企業行動憲章」

経団連は、1991年に「企業行動憲章」を発表して、会員企業に企業行動の総点検を要請した。しかし、その後も企業行動をめぐる様々な問題が発生し、国民の間に企業行動に対する不信感

が高まってきたこと、また、企業をめぐる環境にも大きな変化が生じてきたので、このような状況を踏まえて、これまでの企業行動を振り返り、21世紀に向けて真に豊かで活力ある市民社会にふさわしい企業行動のあり方を確立するため、1996年（平成8年）12月、「企業行動憲章」を改訂した（「経団連企業行動憲章 実行の手引き」参照）。今回は、詳細な「実行の手引き」が併せて作成されている。

経団連「企業行動憲章」（平成8年改定）

企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在であることが求められている。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに社会的良識をもって行動する。

1. 社会的に有用な財、サービスを安全性に十分配慮して開発、提供する。
2. 公正、透明、自由な競争を行う。また、政治、行政との健全且つ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的にかつ公正に開示する。
4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の条件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
5. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
6. 従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに、従業員の人格、個性を尊重する。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。
8. 海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行う。
9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者への周知徹底と社内体制の整備を行うとともに、倫理観の涵養に努める。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

2. 経団連「地球環境憲章」

経団連は「地球環境憲章」を発表し、基本理念と行動指針と海外進出に際しての環境配慮事項を示している。

経団連「地球環境憲章」

〈基本理念〉

企業の存在は、それ自体が地域社会はもちろん、地球環境そのものと深く絡み合っている。その活動は、人間性の尊厳を維持し、全地球的規模で環境保全が達成される未来社会を実現することにつながるものでなければならない。

われわれは、環境問題に対して社会の構成員すべてが連携し、地球的規模で持続的発展が可能な社会、企業と地域住民・消費者とが相互信頼のもとに共生する社会、環境保全を図りながら自由で、活力ある企業活動が展開される社会の実現を目指す。企業も世界の「良き企業市民」たることを旨とし、また環境問題への取り組みが自らの存在と活動に必須の要件であることを認識する。

〈行動指針〉（項目のみ示す）

1 環境問題に関する経営方針, 2 社内体制, 3 環境影響への配慮, 4 技術開発等, 5 技術移転, 6 緊急時対処, 7 広報・啓蒙活動, 8 社会と共生, 9 海外事業展開, 10 環境政策への貢献, 11 地球温暖化への対応

〈海外進出に際しての環境配慮事項〉（省略）

3. 通産省「海外進出企業行動マニュアル」（10項目）

通産省産業構造審議会総合部会は、1989年5月に「海外事業展開に当たって期待される企業行動（10項目）」を発表したが、その後4年たった1993年6月に、進出企業をとりまく環境の変化を踏まえて、これを大幅に見直し、指針の項目について変更、追加を行い、「海外進出企業行動マニュアル」を作成した。新しい10項目は次の如くである。海外進出企業の行動基準、倫理思想や基準が示されている。

通産省「海外進出企業行動マニュアル」（10項目）（1993年6月）

1. 現地の産業との中長期的な協力関係の一貫として、投資先国への技術、ノウハウなどの円滑な移転、部品の計画的な現地調達を推進する。
2. 投資先国での研究開発を積極的に行う。
3. 海外における投資先企業では管理職レベルに現地人の登用を図るとともに、採用、配置、昇進にあたっては不当な差別を行わない。
4. 人材の育成・活用を図りつつ、良好な労使関係を確立する。
5. 投資先国でのボランティア活動、寄付活動などの社会・文化活動を積極的に行う。

6. 投資先国の社会的な問題の解決に向けて積極的に参画する。
7. 投資先国での環境問題について、十分配慮する。
8. 文化的事業、資産の買収にあたっては、投資先社会のパーセプション（認識）に十分配慮する。
9. 企業およびその従業員などの安全確保のために組織的に取り組む。
10. 海外における投資先企業の自主性を十分に尊重する。

●OECD 多国籍企業のガイドライン

多国籍企業のガイドライン（以下ガイドライン）（The OECD Guidelines for Multinational Enterprises）は、海外における活動のあり方に関し、OECD 加盟国政府が多国籍企業に対して行う勧告である。法的拘束力はなく、実施は、企業の自主性にまかされている。いわば、OECD 版の“多国籍企業行動憲章”ともいうべきものである。

ガイドラインは、環境変化を踏まえ、これまで数次にわたり改訂されてきた。前回の改訂は1991年である。その後、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」、「労働に於ける基本原則及び権利に関する ILO 宣言」、OECD の「国際取引における外国公務員への贈賄防止条約」、「コーポレートガバナンス原則」などさまざまな国際的合意がなされたことから、これをガイドラインに反映させる必要が生じ、99年6月から改訂作業が進められ、今回、2000年の改訂となった。経団連では、従来より多国籍企業ガイドラインを重視し、企業に対して、ガイドラインの遵守を呼びかけている（生田正治「OECD が多国籍企業ガイドラインを改訂」、月刊『Keidanren』、2000.7）。

OECD 多国籍企業ガイドライン

序 文 多国籍企業をめぐる環境の変化，ガイドラインの基本的な目的，改訂の趣旨等

第1章 概念と原則：ガイドラインの自主的性格，非参加国でのガイドラインの扱い，中小企業の扱い，政府の対処方針等

第2章 一般方針：進出先における企業行動のあり方，進出先国の経済・政治・人権・環境・労働・その他の社会政策への配慮等

第3章 情報公開：経営者の報酬・経営リスクなどを含む企業の事業活動・組織構成・財務状況・行動についての情報公開等

第4章 雇用および労使関係：一層の情報公開を含む従業員への配慮，強制・児童労働の禁止への貢献，労使交渉への対応等

第5章 環境保護：環境問題への取組みの強化，環境への影響に関する情報提供・地域社会との協議，環境アセスメントの奨励等

第6章 **贈賄の防止**：外国公務員および取引先民間企業への贈賄の防止，透明性の強化等

第7章 **消費者の権利**：消費者への情報提供，個人情報保護，苦情処理手続きの提供等

第8章 **科学および技術**：進出先国における科学技術政策への配慮，技術移転や産官学連携の推進等

第9章 **競争**：価格操作など優越的地位の濫用による反競争的行動の抑制，競争当局への協力を含む進出先国の競争法・政策の遵守等

第10章 **課税**：納税の徹底，情報提供を含む税務当局への協力等

(注) 各章毎に規定の背景・趣旨を詳説するコメントリーがある。

(出所) 月刊『Keidanren』，2000.7

4. 全銀協「倫理憲章」

全国銀行協会連合会（全銀協）は，社会からの信頼を揺るがす問題の発生を契機に，1997年9月に「倫理憲章」を作成し，「全銀協活動に関する自粛勧告委員会」を設置し，健全な自浄努力の発揮を通じて，銀行界に対する信頼の維持・向上に資するべく厳粛に対処していくことにし，この倫理憲章ならびに其の精神を遵守し，行動の指針とするとともに，真の顧客ニーズに応じた質の高い金融サービスを提供し，経済・社会の発展に貢献する使命を負っていることを銘記することにした。

全銀協「倫理憲章」（全銀協 1997年9月9日）

（銀行の社会的責任と公共的使命）

1. 銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し，健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る。

（質の高い金融サービスの提供）

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより，創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて，内外の経済・社会の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し，社会的規範にもとることのない，誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

（反社会的勢力との対決）

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは，断固として対決する。

（社会とのコミュニケーション）

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして，広く社会とのコミュニケーションを図る。

5. 日本新聞協会「新聞倫理綱領」

社団法人日本新聞協会が昭和21年（1946）6月23日制定した新聞倫理綱領には、新聞の自由、報道・評論の限界、評論の態度、公正、寛容、指導、責任・誇り、品格などの倫理思想が示されていた（人事院「公務員倫理読本」）。

ところで、日本新聞協会は、旧綱領を継承し、社会状況の変化を踏まえ、平成12年6月21日の総会で、「21世紀を迎え、あらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい新聞倫理綱領」を制定し、新聞協会定款の『目的』の第一に掲げられている『全国新聞・通信・放送の倫理水準の向上』のために一層努力することになった。新綱領では、「新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する」と人権尊重を独立項目にしたほか、「記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である」としている（日本経済新聞、平成12年6月22日）。

綱領は、まず、新聞は、民主主義社会をささえる普遍の原理である「国民の知る権利」の担い手であり続けたいとして、「おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである」と明記した。

そして、この責務を果たし、読者との信頼を揺るぎないものにするため、新聞人は、「言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない」と規定した。その上で、報道にあたっての倫理行動規準として、「自由と責任」「正確と公正」「独立と寛容」「人権の尊重」「品格と節度」の五項目を規定した。

「人権尊重」を独立項目として強調したことは、注目される。ややもすれば、「知る権利」や「報道・論評の自由」のみを主張する傾向があった報道界のこれまでの状況に照らして、新聞報道には、「自由」と「責任」の調和、「知る権利」と「人権の尊重」の調和が大切であることを改めて強調しておきたい。

新たな新聞倫理綱領（全文）

21世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は、民主主義社会を支える普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によ

ってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことができる。

編集、製作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

自由と責任 表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう十分に配慮しなければならない。

正確と公正 新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

独立と寛容 新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排除するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

人権の尊重 新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

品格と節度 公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

(出所) 日本経済新聞、平成12年6月22日

6. 情報処理学会倫理綱領

パソコン、インターネットの社会的な普及に伴い、情報処理技術が社会的に大きな影響を及ぼすようになり、「インターネット社会における情報倫理」の問題が、ますます重要問題になってきた。情報処理学会では、社会的な影響力をもつ専門家として、情報処理技術者も、医師、建築家、弁護士などと同じように、専門家として高い倫理性が必要であることを自覚し、自律的な行動規範をもつ必要があるとして、平成8年5月、「情報処理学会倫理綱領」を制定し、会員の行動規範としていくことにした。

倫理綱領では、前文で、法令と行動規範を遵守することを宣言し、社会人として、専門家として、組織責任者としての行動規範を明示している (<http://www.jpsj.or.jp/sig/ipsjcode.html>)。

情報処理学会倫理綱領

(最終更新日：1998.6.4)

前 文

我々情報処理学会会員は、情報処理技術が国境を越えて社会に対して強くかつ広い影響力を持つことを認識し、情報処理技術が社会に貢献し公益に寄与することを願い、情報処理技術の研究、開発及び利用にあたっては、適用される法令とともに、次の行動規範を遵守する。

1. 社会人として

- 1.1 他者の生命、安全、財産を侵害しない。
- 1.2 他者の人格とプライバシーを尊重する。
- 1.3 他者の知的財産権と知的成果を尊重する。
- 1.4 情報システムや通信ネットワークの運用規則を遵守する。
- 1.5 社会における文化の多様性に配慮する。

2. 専門家として

- 2.1 たえず専門能力の向上に努め、業務においては最善を尽くす。
- 2.2 事実やデータを尊重する。
- 2.3 情報処理技術がもたらす社会やユーザーへの影響とリスクについて配慮する。
- 2.4 依頼者との契約や合意を尊重し、依頼者の秘匿情報を守る。

3. 組織責任者として

- 3.1 情報システムの開発と運用によって影響を受けるすべての人々の要求に応じ、その尊厳を損なわないように配慮する。
- 3.2 情報システムの相互接続について、管理方針の異なる情報システムの存在することを認め、その接続がいかなる人々の人格をも侵害しないように配慮する。
- 3.3 情報システムの開発と運用について、資源の正当かつ適切な利用のための規則を作成し、その実施に責任を持つ。
- 3.4 情報処理技術の原則、制約、リスクについて、自己が属する組織の構成員が学ぶ機会を設ける。

7. 社団法人私立大学情報処理協会「インターネット情報倫理のガイドライン」

社団法人私立大学情報処理協会は、「インターネット情報倫理のガイドライン」(平成11年11月)を提示し、「最低限守るべきルール」として、他人に迷惑をかけないため、共有するシステムの安全を守るための責任、運用規則を遵守する、社会通念、公序良俗に反しない、自衛のための自己責任、不正行為をしないこと、をあげている。なお、法律上の義務として、不正ア

クセス、コンピューター犯罪等、法令に触れる行為をしてはならない、知的財産権を侵害してはならない、ネットワークシステムを運用する大学が遵守すべき心構え、などを例示している(同協会「インターネットと情報倫理」, 1999年版)。

「インターネット社会における情報倫理」の問題は、21世紀に向けて、極めて重要な問題となる。

III 企業の経営理念、行動憲章等に現れた倫理思想

——社会規範遵守の視点から——

個別企業レベルでも、日本企業の各社は、それぞれ理念と行動基準を作成している。ここでは、そのうち、日本の代表的な会社の数例を例示するにとどめる。

1. 松下電器の企業行動指針

創業者・松下幸之助の宇宙哲学と人生哲学、事業観と経営観が継承されてきた松下電器産業の行動指針は、よく知られているところである。松下電器産業の経営基本方針は、次のように、「綱領」、「信条」、「松下電器の遵守すべき精神」で構成されてきた。その中には、日本の伝統的な宇宙観や事業観や倫理精神が継承されているのが感得される。明治の精神を継承する「産業報国の精神」や、神道、儒教、仏教の倫理精神を継承する「和親一致の精神」、「礼節謙譲の精神」、「順応同化の精神」、さらに、「感謝報恩の精神」などを味読すると日本の伝統的精神が甦ってくる思いである。

ちなみに、1929年策定された当時の「綱領」は、「営利ト社会正義ノ調和ニ念慮シ、国家産業ノ発展ヲ図リ、社会生活ノ改善ト向上ヲ期ス」となっていた。これが、その後修正され、現在のようになっている(筆者注)。私見では、利のために義を軽視する今日の社会情勢を考えると、むしろ、「営利ト社会正義ノ調和」、つまり、日本の伝統的な倫理判断の基準である「利と義の調和」を念慮した原文の言葉の方が、むしろ日本の倫理精神を継承した、当時の松下幸之助の本来の思いをよく表しており、これを残した方がよかったのではないかと、筆者は残念に思う。

いずれにせよ、「松下電器産業の経営基本精神」は、日本の伝統的倫理精神を継承し、「日本の経営の心と道」を継承した不滅の精神であり、感銘を禁じ得ない。

松下電器産業の経営基本方針

「綱領」(1929年策定)

産業人たるの本分に徹し 社会生活の改善と向上を図り 世界文化の進展に寄与せんこ

とを期す

「信条」(1929年策定)

向上発展は、各員の和親協力を得るに非ざれば得難し 各員至誠を旨とし一致団結社務に服すること

「松下電器の遵奉すべき精神」(1933年策定)

産業報国の精神

産業報国は当社綱領に示す処にして 我等産業人たるものは本精神を第一義とせざるべからず

公明正大の精神

公明正大は人間処世の大本にして 如何に学識才能を有するも此の精神なきものは以て範とするに足らず

和親一致の精神

和親一致は既に当社信条に掲ぐる処 個々に如何なる優秀の人材を聚むるも此の精神に欠くるあらば 所謂烏合の衆にして何等の力なし

力闘向上の精神

我等使命の達成には徹底的力闘こそ唯一の要諦にして 真の平和も向上も此の精神なくては贏ち得られざるべし

礼節謙譲の精神

人にして礼節を紊り謙譲の心なくんば社会の秩序は整はざるべし 正しき礼儀と謙譲の徳の存する処 社会を情操的に美化せしめ 以て潤いある人生を現出し得るものなり

順応同化の精神

進歩発達は自然の摂理に順応同化するにあらざれば得難し 社会の大勢に即せず人為に偏する如きにては決して成功は望み得ざるべし

感謝報恩の精神

感謝報恩の念は吾人に無限の悦びと活力を与えるものにして此の念深き処如何なる艱難をも克服するを得 真の幸福を招来する根源となるものなり

(出所) 日経連出版部編「企業行動指針実例集」233頁より引用

「新行動基準」(1998年1月)

ところで、松下電器産業は、企業経営を取り巻く環境の大きな変化に対応して、「綱領」、「信条」、「松下電器の遵奉すべき精神」等の経営基本方針を今日的に解釈して、現実の事象に照らし、どう対処・行動すべきかを具体的に示し、企業倫理の遵守、徹底を期するため、1998年1月に行動基準の全面的改訂を行った。

新「行動基準」の構成は、第1章「事業活動の推進」、第2章「私たちと社会との関係」、第

3章「会社と社員との関係」となっている。

まず、第1章「事業活動の推進」では、事業活動の主な機能として、「研究開発」、「調達」、「生産」、「営業」、「宣伝」を挙げ、それぞれ何をすべきかを述べている。また、共通的に順守すべき項目として、「商品の安全」、「情報の管理」、「法令と企業倫理の順守」を定めている。第2章「私たちと社会との関係」では、「地域環境との共存」、「情報開示と広報・公聴」、「社会文化活動」についてまとめている。第3章「会社と社員との関係」では、会社が社員を大事にすることや、個々の社員の役割を強調している。さらに「補足」では、行動基準の順守の励行とこれを守れなかった場合の役員、社員に対する措置について触れている（出所：新「行動基準」の内容については、1998.6月刊 経団連月報「わが社の企業行動指針」より引用）。

2. ソニーの会社設立趣意書

昭和21年（1946年）1月、ソニーの創業者、井深 大^{いぶかまさる}が起草した「東京通信工業株式会社設立趣意書」（昭和33年（1958）にソニー株式会社に社名を変更）は、次のように述べている。これを味わうと、真面目なる技術者の技能を最高度に発揮させて愉快なる理想工場を建設し、技術と生産面から日本の再建と文化の向上を計るという社会的使命を自覚した会社創業の精神、また、「不当ナル儲ケ主義ヲ廃スル」倫理精神、実力主義と人格主義の人事原則、「会社ノ余剰利益ハ適切ナル方法ヲモッテ全従業員ニ配分」し、会社の仕事即自己の仕事の観念を徹底するという公正なる成果配分の精神が伝わって来る設立趣意書である。「不当ナル儲ケ主義ヲ廃スル」、つまり、義に沿わない利益中心主義を廃するという井深精神にも、日本の伝統的な「義と利の調和」の精神が継承されているのを見ることができる。

ソニーの会社設立趣意書

前文（省略）

会社創立ノ目的

- 一．真面目ナル技術者ノ技能ヲ、最高度ニ発揮セシムベキ自由豁達ニシテ愉快ナル理想工場ノ建設
- 一．日本再建、文化向上ニ対スル技術面、生産面ヨリノ活発ナル活動
- 一．戦時中、各方面ニ非常ニ進歩シタ技術ノ国民生活内ヘノ即時応用
- 一．諸大学、研究所等ノ研究成果ノ内最モ国民生活ニ応用価値ヲ有スル優秀ナルモノノ迅速ナル製品、商品化
- 一．無線通信機類ノ日常生活ヘノ浸透化並ビニ家庭電化ノ促進
- 一．戦災通信網ノ復旧作業ニ対スル積極的参加並ビニ必要ナル技術ノ提供
- 一．新時代ニフサワシキ優秀ラジオセットノ製作普及並ビニラジオサービスノ徹底化

一．国民科学知識ノ實際的啓蒙活動

経営方針

- 一．不当ナル儲ケ主義ヲ廃シ，飽迄内容ノ充実，実質的ナ活動ニ重点ヲ置き，徒ラニ規模ノ大ヲ追ワズ
 - 一．経営規模トシテハ寧ロ小ナルヲ望ミ大経営企業ノ大経営ナルガ為ニ，進ミ得ザル分野ニ技術ノ進路ト経営活動ヲ期スル
 - 一．極力製品ノ選択ニ努メ技術上ノ困難ハ寧ロ之ヲ歓迎，量ノ多少ニ関セズ最モ社会的ニ利用度ノ高い高級技術製品ヲ対象トス，又単ニ電気，機械等ノ形式的分類ハサケ，其ノ両者ヲ統合セザルガ如キ他者ノ追従ヲ絶対許サザル境地ニ独自ナル製品化ヲ行ウ
 - 一．技術界業界ニ多クノ知己関係ト絶大ナル信用ヲ有スル我が社ノ特長ヲ最高度ニ活用以テ大資本ニ匹敵スルニ足ル生産活動販路ノ開拓資材ノ獲得ヲ相互扶助のニ行ウ
 - 一．従来ノ下請工場ヲ独立自主的経営ノ方向ヘ指導育成シ，相互扶助ノ陣営ノ拡大強化ヲ計ル
 - 一．従業員ハ厳選サレタル可成小員数ヲ以ッテ構成シ，形式的職階制ヲサケ，一切ノ秩序ヲ実力本位，人格主義ノ上ニ置き個人ノ技能ヲ最大限ニ発揮セシム
 - 一．会社ノ余剰利益ハ適切ナル方法ヲモッテ全従業員ニ配分，又，生活安定ノ道モ実質的面ヨリ充分考慮援助シ，会社ノ仕事即チ自己ノ仕事ノ觀念ヲ徹底セシム
- (出所) ホームページ，Sony on line より引用

3．NECの企業行動指針

NECの企業行動の前提には，“企業理念”があり，この理念を受けて，“経営指針”6項目が開示されている。これらの指針の下，各々の活動に対する基準あるいは規範がマニュアル化され，業務マニュアルとして集大成されてきた（1997.2月刊 経団連月報「わが社の企業行動指針」より）。なお，1997年に新たに，“NEC企業行動憲章”が策定されている（出所：日経連出版部編「企業行動指針実例集」31頁）。

NECの「企業理念」は，C&Cという精神が一貫して継承されており，それだけに心に訴えるものを持っている。

NECの企業理念と企業行動憲章

「企業理念」（1990年策定）

NECはC&Cをとおして，世界の人々が相互に理解を深め，人間性を十分に発揮する豊かな社会の実現に貢献します。

「経営指針」(1990年策定)

- ・顧客の満足を第一とし、ベタープロダクツ・ベターサービスを提供する
- ・広く科学・技術を追求し、新しい価値を創造する
- ・社員の個性を伸ばし、十分に発揮させる
- ・個々の組織の主体性を活かし、力強い総合力に結びつける
- ・良き企業市民として行動する
- ・収益性を高め、活力ある発展と社会への還元を図る

「NEC 企業行動憲章」(1997年策定)

(1) 公正・透明・自由な競争の徹底

- ・独占禁止法やPL法などの関係法規を遵守し、公正な商取引を励行する
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には断固たる行動をとる
- ・政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ
- ・自社の機密情報を漏洩しないよう注意するとともに、他社の情報には不正にアクセスしない

(2) カスタマー・フォーカスの徹底

- ・常に市場の変化を意識しながら、市場・顧客と接し、市場への感度をあげる
- ・ベンチマーキングによって、世界のベストプラクティスを追求し、常に世界第一級の製品、サービスの提供をめざす
- ・事業運営の各局面を顧客志向で見直し、顧客価値増大に向け事業体質強化をめざす

(3) 地球環境を意識した、良き企業市民としての積極的な活動

- ・広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に発信する
- ・社会的に有用な商品、サービスを安全性に充分配慮して開発、提供する
- ・環境問題への取り組みは企業活動にとって必須と認識し、NEC環境憲章を遵守する
- ・積極的に社会貢献活動を推進する

(4) 社員のポテンシャル発揮とセルフ・マネジメントの実践

- ・グローバルな競争の場で通用するレベルを目標として、スキル向上に努める
- ・一人ひとりの潜在能力を発揮するために、最大限の努力を行う
- ・課題を自分のものとしてとらえ、その解決に向けて主体的に行動する

(5) 間断なきマネジメント革新によるホロニック・マネジメントの実践

- ・「前例がない」や「聞いていない」は禁句とし、チャレンジ精神をもって先ずやってみる
- ・多様性を容認し、異質を取り込むよう心がける
- ・不断の業務改革を実践し、NECグループの発展に貢献する
- ・自己責任による自立と市場原理の一層の浸透を推進する

(6) グローバル・カンパニーとしての発展

- ・全ての事業を考える時に、必ずグローバルな視点で検討する
 - ・国際基準の考え方、ルール（ISO、国際会計基準など）を積極的に取り入れると共に、グローバルなルールづくりに貢献する
 - ・各国の文化・慣習を尊重し、現地の発展に貢献する
- (7) テクノロジー・イノベーションの推進
- ・創造的な技術開発を心がけ、積極的に新事業領域の開拓を行う
 - ・コア・テクノロジーの強化をはかり、世界に通用する基本特許を確保する
 - ・デファクト・スタンダード化を常に念頭に置き、他との連携も行いながら技術開発を推進する
- (8) 周知徹底と率先垂範
- ・まず自ら実行する
 - ・憲章の考え方を大きく逸脱する行動をとり、社会的問題を起こした場合、以後、同種の事態が発生しないために、事実確認・再発防止に最大限、努力・協力する
 - ・さまざまな場を通じて、本憲章のねらいや内容の周知徹底をはかる
- （出所） 日経連出版部編「企業行動指針実例集」31-32 頁より引用

各社の行動憲章は、経団連月報に、上記の1997年2月のNECの例から順次、連載され紹介されている。また、日経連出版部「企業行動指針実例集」にも多数、収録されている。なお、1998年7月発刊の日本経営倫理学会監修、高橋浩夫編著「企業倫理綱領の制定と実践」や、田中宏司「コンプライアンス経営」にも日米の代表的企業の例が紹介されているので参照されたい。

IV アメリカ企業の倫理綱領

本稿は、日本の倫理思想について取り扱っているが、参考までに、アメリカの状況について付記しておきたい。

米国企業では、企業倫理綱領の制定等の企業倫理体制の整備が推進されている。アメリカの代表的企業の倫理綱領の内容はどうであろうか。アメリカの企業については、上掲書「企業倫理綱領の制定と実践」に、次の各社の例が紹介されているので、詳細は同書を参照願うことにしたい。

HP 「The HP Way」, 「Standard of Conduct」

DuPont 「デュポン業務倫理ガイドブック」

J&J 「Our Credo」 (我が信条)

IBM 「Business Conduct Guideline」

3M 「3M Business Conduct Manual」

TI 「Ethics in the Business of TI」

ESSO 「Statement of Policy-Business Ethics」

GE 「Integrity: The Spirit & the Letter of Our Commitment」

これらのアメリカ各社の倫理綱領の内容で、各社が多く触れているコードの項目、つまり、倫理的及び法的課題事項としては、独禁法の遵守、競争会社との関係、政治献金の禁止、利害の衝突、供給業者との関係、贈答や接待に関することなどである。なお、この他にも、消費者との関係、従業員との関係、地域社会との関係、投資家との関係、環境問題、製品の安全性、インサイダー取引、副業に関する事項、帳簿や記録の改竄等がコードの中に入っていると調査報告されている（上掲書「企業倫理綱領の制定と実践」、41頁）。

米国の「連邦量刑ガイドライン」について 米国企業が、倫理綱領の制定など、企業倫理体制の整備に実践的な努力をしている実情に関係して、「連邦量刑ガイドライン」の果たしている役割について、触れておきたい。

米国企業は、企業倫理について、倫理綱領をはじめ、企業倫理担当責任者、企業倫理担当部署、教育・研修プログラム、倫理委員会などを制度化した実践体制を整備し、不祥事の発生防止に努力し、実効をあげているといわれるが、その背景として中核をなしているものは、1991年に制定された連邦量刑ガイドラインに示されているコンプライアンス・プログラムであるとされている。

つまり、ガイドラインでは、連邦法上のほとんどの犯罪について、損害賠償や罰金などについて規定するとともに、企業が違法行為で有罪となった場合に、裁判官がどのような基準で、量刑・罰金を科すべきかの基本的な原則も明示し、同時に、企業に対し犯罪防止対策の実施を奨励している。そして、例えば、企業が社内で法令遵守の教育に努力するなど効果的なコンプライアンス・プログラムを実行していれば、刑罰が軽くなる。

これに対応して、企業の方では、法的リスクを回避・軽減するためにも、コンプライアンス・プログラムで定める七つの基準に従って、(1)予防手続きの成文化と倫理綱領の制定、(2)企業倫理担当責任者の任命、(3)権限委譲者の適正な選任、(4)教育・研修プログラムの実施、(5)倫理監査と照会・報告ラインの運用、(6)倫理綱領の周知徹底と罰則規定の整備、(7)緊急対応策と再発防止策の確立などを促進するようになり、企業犯罪防止の促進をはかるようになり、企業犯罪の防止というメリットが生じるのである（田中宏司「コンプライアンス経営」、及び、ガイドラインのホームページ [http://ussc.gov/1994 guid/chapt 8 htm](http://ussc.gov/1994guid/chapt%208.htm) に掲載されている「CHAPTER EIGHT-SENTENCING OF ORGANIZATIONS」）。

V 考察と結論

以上、法令や規則、財界や業界の行動憲章、個別企業の行動憲章等に現れた日本企業の倫理思想、倫理的および法的課題事項をみてきた。これらを通じてどういう知見を得ることができたか、について、記しておきたい。

アメリカの各企業は、行動憲章をかなり詳細に文書化している。これに対して、わが国では、古くは、武家や商家の「家訓」にみられるような行動基準に類するものはあったが、現代の企業では、社是社訓はあったが、具体的な行動基準は総じて文書化されてこなかった。最近になって、経団連行動憲章の制定などを契機に、アメリカ企業の倫理綱領も参考にして、急速に文書化が進んできている。

しかしながら、本稿で紹介したように、わが国では、これまでも、法令等の中に、かなり広範囲に具体的な倫理思想、倫理基準を示しているという印象がある。米国企業の行動憲章などに盛られているような倫理的および法的課題事項や倫理基準が、法令などの中になんか明示されているということができる。

問題は、よく言われるように、日本では倫理基準、行動基準が不明確であるというよりも、むしろ、戦後の倫理道德教育が不十分で、道德観が希薄化してきたこと、また、法意識、つまり、法令の自覚や遵守意識も希薄化してきていること、そのために、法令に規定するだけではだめで、各企業ごとに具体的な細目の基準が示されないと倫理意識や倫理的判断力がなくなってきたことに原因がある。またいわゆる「法三章」でやってきた性善説の社会から、性悪説で対処せざるを得ないような社会風潮が頻発してきたこと、さらに、個人の倫理で不正とはわかっていても、組織の論理で守らない場合があること、それにもかかわらずチェックシステムが不備であること、責任の追求や罰則が軽過ぎたことなど、多くの原因があるように思われる（2000年9月30日）。

（主要参考文献）

- （1）『六法全書』有斐閣。
- （2）経営刑事法研究会編『企業活動と経済犯罪』民事法研究会，1998年。
- （3）人事院ホームページ，平成12年3月。
- （4）経団連月報『わが社の企業行動指針』シリーズ，経団連，1997年2月以降。
- （5）『企業行動指針実例集』日経連出版部，1997年。
- （6）日本経営倫理学会監修，高橋浩夫編著『企業倫理綱領の制定と実践』産業大学出版部，1998年。
- （7）田中宏司『コンプライアンス経営』生産性出版，1998年。
- （8）経営倫理実践研究センター監修／日本能率協会編『企業倫理規程実例集』日本能率協会 マネジメントセンター，1998年。
- （9）（著者関連文献）

福留民夫『日本企業の経営倫理—日本企業の経営道と倫理基準の再構築—』（株）明光社，2000年。（＊発行所：（株）明光社 電話03-3878-9403）